

(様式 1－3)

南相馬市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 25 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

|          |   |               |                 |               |       |
|----------|---|---------------|-----------------|---------------|-------|
| NO.      | 1 | 事業名           | 災害公営住宅整備事業等(上町) | 事業番号          | A-1-1 |
| 交付団体     |   | 福島県           | 事業実施主体(直接/間接)   | 福島県(直接)       |       |
| 総交付対象事業費 |   | 1,326,777(千円) | 全体事業費           | 1,326,777(千円) |       |

事業概要

原子力災害により避難を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、早期に災害公営住宅を整備する。

【整備概要】

整備戸数：150 戸

整備箇所：南相馬市原町区上町一丁目地内

整備手法：建設

建設する建物の構造：RC 造 4 階建て

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

『福島県復興計画(第2次)』

取組名：生活再建支援プロジェクト【復興公営住宅整備】

取組内容：避難町村の意向を十分に確認しながら、県営住宅を含む様々な整備方法について検討中

居住制限者の避難の状況との関係

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、11市町村に避難指示区域が設定され、9町村(現在は7町村)が役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から搖るがるものとなっている。

災害公営住宅は、居住制限者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、早期に整備することが必要である。

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

|           |  |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業  |  |
| 事業番号      |  |
| 事業名       |  |
| 交付団体      |  |
| 基幹事業との関連性 |  |
|           |  |

(様式 1-3)

南相馬市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 25 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

|          |   |               |                |               |       |
|----------|---|---------------|----------------|---------------|-------|
| NO.      | 2 | 事業名           | 災害公営住宅整備事業(北原) | 事業番号          | A-1-2 |
| 交付団体     |   | 福島県           | 事業実施主体(直接/間接)  | 福島県(直接)       |       |
| 総交付対象事業費 |   | 1,768,393(千円) | 全体事業費          | 1,768,393(千円) |       |

事業概要

原子力災害により避難を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、早期に災害公営住宅を整備する。

【整備概要】

整備戸数 : 264 戸

整備箇所 : 南相馬市原町区北原字前田・前谷地地内

整備手法 : 建設

建設する建物の構造 : RC 造

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

『福島県復興計画(第2次)』

取組名 : 生活再建支援プロジェクト【復興公営住宅整備】

取組内容 : 避難町村の意向を十分に確認しながら、県営住宅を含む様々な整備方法について検討中

居住制限者の避難の状況との関係

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、11市町村に避難指示区域が設定され、9町村(現在は7町村)が役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から搖るがるものとなっている。

災害公営住宅は、避難者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、早期に整備することが必要である。

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

|           |  |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業  |  |
| 事業番号      |  |
| 事業名       |  |
| 交付団体      |  |
| 基幹事業との関連性 |  |
|           |  |

(様式 1－3)

南相馬市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 25 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

|          |   |             |                 |               |       |
|----------|---|-------------|-----------------|---------------|-------|
| NO.      | 3 | 事業名         | 災害公営住宅整備事業等(上町) | 事業番号          | A-1-3 |
| 交付団体     |   | 福島県         | 事業実施主体(直接/間接)   | 福島県(直接)       |       |
| 総交付対象事業費 |   | 116,150(千円) | 全体事業費           | 4,140,200(千円) |       |

事業概要

原子力災害により避難を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、早期に災害公営住宅を整備する。

【整備概要】

整備戸数：150 戸

整備箇所：南相馬市原町区上町一丁目地内

整備手法：建設

建設する建物の構造：RC 造 4 階建て

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

『福島県復興計画(第2次)』

取組名：生活再建支援プロジェクト【復興公営住宅整備】

取組内容：避難町村の意向を十分に確認しながら、県営住宅を含む様々な整備方法について検討中

居住制限者の避難の状況との関係

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、11市町村に避難指示区域が設定され、9町村(現在は7町村)が役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から搖るがるものとなっている。

災害公営住宅は、居住制限者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、早期に整備することが必要である。

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

|           |  |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業  |  |
| 事業番号      |  |
| 事業名       |  |
| 交付団体      |  |
| 基幹事業との関連性 |  |
|           |  |

(様式 1－3)

南相馬市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 25 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

|          |   |             |                |               |       |
|----------|---|-------------|----------------|---------------|-------|
| NO.      | 4 | 事業名         | 災害公営住宅整備事業(北原) | 事業番号          | A-1-4 |
| 交付団体     |   | 福島県         | 事業実施主体(直接/間接)  | 福島県(直接)       |       |
| 総交付対象事業費 |   | 714,520(千円) | 全体事業費          | 7,770,400(千円) |       |

事業概要

原子力災害により避難を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、早期に災害公営住宅を整備する。

【整備概要】

整備戸数：264 戸

整備箇所：南相馬市原町区北原字前田・前谷地地内

整備手法：建設

建設する建物の構造：RC 造

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

『福島県復興計画(第2次)』

取組名：生活再建支援プロジェクト【復興公営住宅整備】

取組内容：避難町村の意向を十分に確認しながら、県営住宅を含む様々な整備方法について検討中

居住制限者の避難の状況との関係

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、11市町村に避難指示区域が設定され、9町村（現在は7町村）が役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から搖るがるものとなっている。

災害公営住宅は、避難者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、早期に整備することが必要である。

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

|           |  |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業  |  |
| 事業番号      |  |
| 事業名       |  |
| 交付団体      |  |
| 基幹事業との関連性 |  |
|           |  |